

平成20事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針

金融庁は、昨年9月末の金融商品取引法の施行に際し、従来は業態ごとに策定されていた監督指針等の内容を体系的に整理し、金融商品取引業者等向けの監督事務の基本的考え方等を「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」として包括的かつ横断的に整理した¹。当該監督指針では、監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度毎に監督方針を策定・公表することとしている。

この平成20事務年度監督方針の策定時点においては、サブプライムローン問題を契機とするグローバルな金融市場における緊張が続いている。また、景気は弱含んでおり、原油価格の動向等によってはさらに下振れするリスクが存在している²。こうした状況を乗り越え、我が国経済の持続的成長を図っていくために、約 1,500 兆円に及ぶ家計金融資産に適切な投資機会を提供し、内外の企業等に成長資金を適切に供給することの重要性がますます高まっている。

このため、昨年12月に策定した市場強化プランに沿って、我が国市場の競争力強化と魅力向上に取り組む必要がある。金融商品取引業者等には、金融商品取引法の下での対応を通じて、投資者の安心と利便を向上させるよう取り組むことが求められる。また、市場の担い手としての公共的な役割を自覚した業務運営を行い、信頼できる市場インフラの構築に貢献することも求められる。そのうえで、より質の高いサービスを提供するため、適切な内部管理態勢を構築しつつ、積極的な業務展開を行うことが期待される。

1. 投資者の安心・利便の向上

「貯蓄から投資」の流れを加速するためには、一般の投資者が安心して投資に参加できる環境を整備することが前提となる。金融商品取引法の適切な運用、各業者の財務の健全性の確認及び不適格業者への厳正な対応により、こうした環境の整備に取り組む。

(1) 金融商品取引法の定着

金融商品取引業者等が、金融商品取引法の趣旨に沿って、投資者保護のための適切な態勢を整備しているかを確認する。

¹ 当該監督指針は、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業及び投資助言・代理業）、登録金融機関、適格機関投資家等特例業者、外国証券業者、金融商品仲介業者、証券金融会社及び投資法人を対象としている。

² 内閣府「月例経済報告」平成20年8月7日 (<http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei.html>)

また、同法は、投資者保護のみならず、投資者利便の向上をも目指すものである³。投資信託の販売実態を注視すること等により、投資者利便を損なうような過度に保守的な対応が行われていないかを確認するとともに、自主規制機関とも連携し、法令の趣旨を定着させるための取組みを継続する。

(2) 不適格業者の排除

虚偽書類の作成・提出など不正の手段を用いて金融商品取引業の登録を受けようとする事案や、登録後に業務遂行のための人的構成を欠くような事案が見られるが、これらは登録制度の根幹に関わる問題であり、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれもある。同様の事案には厳正に対応し、再発防止に取り組む。

無登録で金融商品取引業を行っている業者に対しては、警察当局等とも連携し、厳正に対応する。特に、金融商品取引法で新たに規制対象となった集団投資スキーム(ファンド)の運営に関して、詐欺的事案が見られており、情報収集に努める。

(3) 投資者財産の適正管理

投資者の安心・利便を確保するためには、金融商品取引業者等の財務基盤の安定に加え、仮に業者の財務の健全性に懸念が生じた場合でも投資者の財産が毀損されないよう、分別管理・区分管理を徹底することが重要である。特に、区分管理不足の事例が見られている外国為替証拠金取引業者の対応状況を確認のうえ、適切な行政対応に努める。

2. 信頼できる市場インフラの構築

我が国市場の競争力強化に向けて、市場の公正性・透明性を確保し、市場に対する信頼を強固なものとするよう取り組む。そのうえで、多様な取引を円滑・確実に行うことができる、安全性・利便性の高い市場インフラの整備を図っていく。

(1) 株券電子化の円滑な実施

平成21年1月を実施目標とする株券電子化は、全ての市場参加者にメリットをもたらすものである。その円滑な実施に向けて、関係機関とも連携して、金融商品取引業者等の的確な対応を促していく。

特に、各業者の経営陣の責任とリーダーシップの下で、システム開発、業務手順の整備、当該手順の役職員への周知・訓練及び各種テストがそれぞれ適切に実施されているかを検証する。あわせて、投資者からの株券の預託受入れに当たり、投

³ 金融庁「金融商品取引法の疑問に答えます」平成20年2月21日
(<http://www.fsa.go.jp/policy/br/20080221.html>)

投資者保護の観点から適切な実務対応が行われているかといった点を確認する。

(2) 市場仲介者としての公共的役割の発揮

金融商品取引業者等は、投資者・資金調達者が市場にアクセスする際に市場仲介者として機能する「市場の担い手」である。そうした公共的役割にふさわしい法令等遵守態勢・内部管理態勢が整備されているか、役職員に法令遵守意識等が徹底されているかといった点を確認する。あわせて、市場からの反社会的勢力の排除に向けた対応や、疑わしい取引の届出状況についても注視する。

また、地震、新型インフルエンザの流行等に備えた事業継続態勢についても、確認する。

(3) 自主規制機能の一層の強化

各協会（自主規制機関）による自主規制は、法令に基づく規律付けを補完する市場インフラの1つとして、重要な機能を果たしている。このため、自主規制機関による会員への調査や指導・勧告等の機能が、一層効果的に発揮されることを期待する。また、隙間のない自主規制のあり方について、各協会の連携を強めつつ、検討を行う。

あわせて、苦情解決・あっせん機能の強化に向けた横断的な取組みを早急に推進するとともに、認定投資者保護団体制度が幅広く活用されるよう引き続き取り組む。

3. 業務の多角化・高度化・国際化と適切な内部管理態勢の構築等

市場強化プランを踏まえ、活力のある市場の構築に向けて、各業者が自らの創意工夫により、より質の高いサービスを提供できるような環境を整備することが必要である。各業者の経営戦略を注視し、業務の多角化・高度化・国際化の状況を把握したうえで、適切な内部管理態勢が構築されているかを確認する。

(1) ファイアーウォール規制見直しへの対応

先の通常国会で金融商品取引法の改正が成立したことを受け、市場強化プランに沿って、ファイアーウォール規制の見直しや利益相反管理態勢の強化等の適切かつ円滑な実施に取り組む。

(2) 積極的な業務展開と適切な内部管理

業務の多角化・高度化・国際化を進める業者には、今後の業務や環境の変化に応じ、新たに必要となる追加的な措置を自ら特定し、遅滞なく実施に移すための態

勢整備など、一段と高い内部管理態勢の構築が求められる。この観点から、各業者の対応状況を確認する。

一方、たとえば諸外国で認められているサービスを新たに導入しようとする業者の創意工夫が、我が国法令の下での取り扱いが不明確であること等によって損われないよう、制度運用にあたり、透明性・予測可能性に十分配慮する。

(3) 積極的な業務展開に対応したリスク管理

金融・資本市場の動向のみならず、商品市場や不動産市場の変動による影響にも留意しつつ、金融商品取引業者等の財務の健全性を確認する。特に、第一種金融商品取引業を行う業者が自己資本規制比率を正しく算定し、公表・報告しているかを確認したうえで、本年4月の監督指針改正により導入した早期警戒制度を的確に運用する。

各業者の財務の健全性を確認するに当たっては、金融商品取引業(従来の証券業等)の業容が、たとえば取引所外取引の拡大などに伴い絶え間なく変化していることに留意が必要である。複雑な証券化商品の組成・販売といった、高度な業務を行う業者も増加おり、各業者において、こうした動きに対応し、リスク管理が適切に行われているかを確認する。

また、各業者においては、たとえば多様な投資商品市場への参加や自己投資の拡大など、業務の多角化を図る動きが一層拡大している。その状況の把握に努め、金融商品取引業の顧客(投資者)に不測の影響が生じないよう、適切なリスク管理が行われているかを確認する。

特に国際的に活動する金融商品取引業者(グループ)については、グループ全体のリスク管理態勢を確認し、業者の財務の健全性に与える影響を的確に把握するよう努める。また、海外の大手投資銀行において、カウンターパーティリスクを懸念されたことが契機となり資金繰りが悪化した事例が見られたことから、この教訓も踏まえ、各業者の流動性リスクの管理態勢について確認する。

(4) 証券化商品の適切なリスク評価・情報開示の強化

証券化に関わる個々の当事者が原資産のリスクに関する適切な評価を行い、その情報を提供することにより、追跡可能性(トレーサビリティ)を改善する必要があるが指摘されている。引き続き、市場関係者とも連携し、そのための仕組みづくりを継続する。

(5) 各種ファンドへの対応

低炭素社会の構築に向けた金融面での取組みを促す観点から、投資先の選定に当たり環境面での評価も勘案する投資信託(エコファンド)の事例収集に取り組

む。

また、金融商品取引法で新たに規制対象となった集団投資スキーム(ファンド)の実態について、可能な限り把握に努める。

4. 金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の浸透と具体化

我が国市場の国際的な競争力を強化するためには、金融規制の質的向上が重要な課題となる。また、我が国の金融セクターは、金融システムの安定、利用者の保護、公正・透明な市場の確立と維持に向けたこれまでの取組みを定着させ、更に深化させるべき局面を迎えており、金融規制も、金融機関の自助努力や創意工夫を重視していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、平成20事務年度の諸課題にも、ベター・レギュレーションの考え方を基本に取り組み。ベター・レギュレーションの考え方を監督部局全体に定着させ、4つの柱に以下のような形で取り組むことにより、その浸透と具体化を図っていく。

(1) ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組み合わせ

本年4月に取りまとめた「金融サービス業におけるプリンシプル」⁴を、日々の行政対応に活用し、制度本来の趣旨に即したルールの解釈・運用を図る。

(2) 優先課題の早期認識と効果的対応

新設された市場分析室・リスク分析参事官室において、市場動向や金融システムに係るリスクに関する情報の収集及び分析を行い、金融商品取引業者等の監督にも速やかに反映させる。また、証券取引等監視委員会と一層緊密な連携を図り、効果的な監督を行う。さらに、海外当局との連携に努めることにより、国際的な優先課題についても、早期認識と国際的整合性のある効果的対応に努める。

(3) 自助努力の尊重とインセンティブの重視

金融商品取引業者等との間で問題点を改善する方向性について認識を共有できるように、双方向の議論・対話による深度ある原因分析・解明に努める。

(4) 行政対応の透明性・予測可能性の向上

金融商品取引業者等との対話の充実、情報発信の強化を通じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。実態把握等の結果を、適切にフィードバックする。

⁴ <http://www.fsa.go.jp/news/19/20080418-2.html>

こうした取組みの実効性を高めるため、専門的人材の育成・確保や研修の充実などを通じ、職員の資質向上に努める。

(以上)